

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「キャリア形成促進助成金の拡充について」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

キャリア形成促進助成金とは、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを段階的かつ体系的に実施する事業主に対して支給される制度です。

具体的には、従業員の職業能力開発についての計画（事業内職業能力開発計画、年間職業能力開発計画）に基づいて訓練などを行った事業主に対して、経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成します。原則は中小企業の事業主が助成対象ですが、大企業が対象となる助成金もあります。

今回は、平成26年3月より拡充された内容を中心に見ていきましょう。

## 1. キャリア形成促進助成金の助成対象の拡大

従業員の職業能力開発計画（事業内職業能力開発計画、年間職業能力開発計画）に基づいて教育訓練等を行った場合に、経費と訓練期間中に支払った賃金の一部が助成されます。

対象は、原則として中小企業の事業主になっていますが、今回の拡充により助成金の中の「成長分野等人材育成コース」「グローバル人材育成コース」については大企業も対象となりました。さらに、新設された「育休中・復職後等能力アップコース」も大企業も対象となっています。その助成額と助成率は以下の通りです。

支給対象となる訓練	企業規模	1人1時間当たりの賃金助成額	経費助成額
「成長分野等人材育成コース」 「グローバル人材育成コース」 「育休中・復職後等能力アップコース」	中小企業	800円	2分の1
	大企業	400円	3分の1

### 【注意点】

- ① 1人当たりの賃金助成時間数は、1コースにつき原則1,200時間を限度とします。
- ② 経費助成の支給限度額は、1人1コースあたり15万円から50万円（大企業は10万円から30万円）です。

## 2. 新設された「育休中・復職後等能力アップコース」の対象要件

以下のいずれか1つに当てはまる訓練であることが要件です。

- ① 育児休業訓練中の訓練
- ② 復職後の能力アップのための訓練
- ③ 妊娠・出産・育児により離職した者の再就職後の能力アップのための訓練